

教育・保育施設に係る利用定員について

令和 6 年度第 4 回子ども審議会資料

(令和 6 年 9 月 27 日)

審議の必要性

認可を受けた教育・保育施設（認定こども園、保育所等）が給付などの支給対象となるためには、利用定員を定めて、給付の実施主体である市から確認を受ける必要があります。そのうえで、支給認定を受けた子どもが確認を受けた施設を利用することで、施設型給付等を受けることができます。

なお、市が利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとされています。

子ども・子育て支援法
（特定教育・保育施設の確認）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

三田市における利用定員設定の考え方

① 利用定員の区分（4区分）

■1号認定こども：年齢ごとの区分は設けない

■2号認定こども：年齢ごとの区分は設けない

■3号認定こども：0歳と1・2歳を区分して定める

② 原則、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を反映して設定する。

③ 利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合は、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定するが、認可定員をあわせて減少させる必要はない。

④ 利用者数が利用定員を超える場合は、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

⑤ 既存施設の新たな区分の設定や移行等の場合は、需給バランス等を考慮し、事業者と協議のうえ、利用定員を設定する。

令和 6 年度利用定員の設定等について

令和 6 年度（令和 7 年度向け）の利用定員の設定等については、私立園 3 園から設定、変更の申し出がありました。市としては、事前協議を行い、①現在の利用状況を踏まえ、②1・2 歳児の供給の必要性等を勘案し、申し出どおり設定、変更することとしております。

また、公立の認定こども園についても資料 3-2 のとおり設定することとし、量の見込みにも反映しております。

1. 利用定員の設定・変更

施設名称	三田あさひ幼稚園				
設置場所	三田市あかしあ台4丁目21番地				
事業者	学校法人あさひ学園				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	265				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	130	25	—	—	155
利用定員（変更後）	118	25	12	—	155
増減	▲12	0	12	—	0
【参考】 令和6年8月1日在園児	65	24	—	—	89

【考え方】

1号認定については現状を踏まえ減らし、新たに3号認定（1・2歳それぞれ6名）を設定しようとするもの。3号の認定の設定については、1歳、2歳の供給の必要性、特にウッディタウン地区における必要性は高いことから、変更は妥当と考えます。

2. 利用定員の変更（増加）

施設名称	神戸親和大学附属親和幼稚園				
設置場所	三田市ゆりのき台5丁目43番地				
事業者	学校法人親和学園				
施設の種類	幼稚園型認定こども園				
認可定員	260				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	83	45	12	—	140
利用定員（変更後）	83	45	20	—	148
増減	0	0	8	—	8
【参考】 令和6年8月1日在園児	85	36	6	—	127

【考え方】

3号認定1・2歳区分のうち、新たに1歳8名を設定し1・2歳あわせて20名にしようとするもの。1歳の供給の必要性、特にウディタウン地区における必要性は高いことから、変更は妥当と考えます。

3. 利用定員の変更（減少）

施設名称	あいの保育園				
設置場所	三田市下相野1904番地				
事業者	社会福祉法人三翠会				
施設の種類	認可保育所				
認可定員	110				
	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
			1・2歳	0歳	
利用定員（変更前）	—	60	38	12	110
利用定員（変更後）	—	53	29	8	90
増減	—	▲7	▲9	▲4	▲20
【参考】 令和6年8月1日在園児	—	63	35	7	105

【考え方】

すべての区分において、変更（減少）させようとするもの。7年度以降の子どもの数や入所の動向等を勘案すると、変更（減少）は妥当と考えます。

4. 市立認定こども園（ありまふじ幼稚園）に係る利用定員について

資料3-2のとおり